

令和元年度第11回五島市農業委員会総会会議議事録

公表用

開会日時	令和2年2月26日 午後1時30分							
閉会日時	令和2年2月26日 午後3時15分							
場 所	五島市役所新庁舎3階大会議室							
農 業 委 員 会 出 席 委 員 (13名)	1	南 忠明	2	出口 幸博	3	山崎 早苗		
	5	荒木 富男	6	今里 誠一				
	9	古里 善秀	10	山下 富雄			12	奈留 敏弘
					15	岩田 弘孝	16	尾崎 初雄
	17	林 賢市	18	寺坂 誠一	19	山田 勝久		
欠 席 委 員 (6名)	4	平田 光昭	7	中村 耕二	8	山本 実雄	11	谷川 基晴
	13	角田 隆章	14	上村 孝幸				
推 進 委 員 会 出 席 委 員 (一名)								
欠 席 委 員 (一名)								
署 名 委 員	6	今里 誠一	16	尾崎 初雄				
事 務 局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 事務職員：伊東瑞樹 嘱託員：井川勝博							
	分室 富 江：伊賀紀子主幹		三井楽：野口作実係長		奈留：村木博信係長			岐 宿：月川美香主査
	玉之浦：平田華子主事							

	議 題	件 名	結 果
上 程 案 件 及 び 処 理 結 果	議案第 65 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可 決
	議案第 66 号	農地法第 4 条、第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 67 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可 決
	議案第 68 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について	可 決
	議案第 69 号	農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供について	可 決
	議案第 70 号	農地等の利用の最適化の推進に関する意見について	可 決
	議案第 71 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決

＝午後 1 時 30 分 開会＝

□事務局長

それでは、令和元年度第 11 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、4 番平田光昭委員、7 番中村耕二委員、8 番山本実雄委員、11 番谷川基晴委員、13 番角田隆章委員、14 番上村孝幸委員より欠席の旨通知があつており、総会の出席委員は、19 名中 13 名となります。

よって、五島市農業委員会総会 会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それと、本山・大浜地区協議会から報告を受けましたので、皆様にお知らせをします。2 月 17 日に開催された本山・大浜地区協議会において地区協議会会長の変更があり、地区協議会会長が谷川基晴委員から奈留敏弘委員に代わったとの報告を受けております。委員の皆様には、お含みおきくださるようお願いいたします。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、令和元年度第 11 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第 65 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

続いて議案の説明をいたします。3 ページをご覧ください。

議案第 65 号

1 番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑 1 筆、面積 1,796 ㎡のうち 607.67 ㎡

区分地上権者：〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇 〇〇・〇〇事業者

地上権設定者：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇業

地上権設定理由：〇〇〇〇による〇〇事業を行うにあたり、当該地の地表水平面を基準として地上 3m~4.5mまでの空中に区分地上権を設定するため。

契約内容：使用収益権 区分地上権 対価、年額〇〇万円

次に、2 月 18 日〇〇地区協議会及び全地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 65 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって 1 番は許可されました。

○議長

次に、議案第 65 号の 2 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2 番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外畑 2 筆、3 筆合計 4,197 ㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 会社員兼農業

譲渡人： 〇〇市〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇 会社員

譲受理由： 耕作に便利な当該地を譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由： 市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。
契約内容： 売買 3筆合計〇〇万円

次に、2月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第65号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって2番は許可されました。

○議長

次に、議案第66号 農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。4から5ページをご覧ください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。また、本日の議案にもありますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可をすることができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用区域からの除外について、です。

以上です。

○議長

それでは、議案第66号の1番を審議いたします。なお、本案については〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、6ページをご覧ください。議案第66号の1番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 339㎡ 第3種農地

譲受人：〇〇町〇〇番 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇府〇〇市〇〇 〇〇丁目〇〇番 〇〇号 〇〇〇〇

転用目的：資材置場用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約50mに位置し、都市計画区域内の第一種住居地域内にある第3種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、隣接地の東側境界部分にブロック塀を設置することにより、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、転用者は、建設業を営んでおり当該申請地は、業務で使用する型枠一式及び砂、碎石置場並びに重機等の保管場所として利用いたします。建築物がない露天資材置場として利用するので近傍農地への日照・通風・営農等影響はないと思われまふ。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はございません。以上です。

○議長

次に、議案第66号の1番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第66号の1番に対する〇〇地区協議会会長代理の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長代理

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第66号の1番について、当協議会は去る2月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第66号の1番

所在：〇〇町〇〇番

申請者：〇〇〇〇

転用目的：資材置場用地

本案の申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域に用途設定された第3種農地である。周辺の農地等に影響は無く、資材置場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 66 号の 1 番に対する地区協議会会長代理報告は、許可相当であります。地区協議会会長代理報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 66 号の 1 番は許可相当と決しました。○○番 ○○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

—○○番○○○○委員：出席—

○議長

次に、議案第 66 号の 2 番から 7 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

次に、7 ページをご覧ください。議案第 66 号の 2 番をご説明いたします。

所在：○○町○○番 畑 1,796 m²の一部 0.91 m² 農用地区域内農地

借人：○○ ○○丁目○○番○○号 ○○○○

貸人：○○町○○ ○○番地 ○○○○

転用目的：太陽光発電所用地

契約内容：地上権の設定で許可日から 3 年間の期間とし、賃借料は年額○○万円となっております。

本案は、許可条件違反案件(3 年間の一時転用期間が過ぎる)に該当し、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可申請相当と判断されます。

申請地は、○○○○から、南へ約 480mに位置し、農業振興地域内の農用地区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、市道に面する南東側を除き全体に平坦な地形であります。崩壊や土砂流出等による周囲への被害は、転用完了から現在に至るまで被害の発生はなく、また、市道との間はコンクリート壁で法面の保護がされております。

当該設備は高さ約 3mの支柱による架台 203 本に太陽光パネルが設置され簡易な構造であることから近傍農地の日照、通風等営農への影響は、転用完了から現在に至るまで影響はございません。また、雨水排水は敷地内で自然流下する計画となっております。

また、ソーラーパネル 168 枚の発電能力 47.8kw の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。

本案は、許可日から 3 年間の一時的な農地転用であり、太陽光パネル下部の農地に玉ねぎを作付けし、営農を継続する計画となっております。

当該地における総生産量を 6.026 t と計画しております。

平成 27 年農林水産省統計による長崎県の玉ねぎ生産量は、10 a 当たり 4.02 t となっており、当該地においては、10 a 当たり 3.544 t となります。

10a 当たりの当該地の生産量を長崎県の 10a 当たりの生産量で割ると 88.1%となる計画であります。

次に、8 ページをご覧ください。議案第 66 号の 3 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 田 913 m²
〇〇町〇〇番 田 945 m²
合計 1,858 m² 第 3 種農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇
〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇 〇〇〇〇

転用目的：宅地分譲用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から西へ約 430mに位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にある第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、盛土を最高 1.0m、最低 0.5mの造成工事を施工します。申請地と隣接地周囲には擁壁を設置することにより土砂等流失や崩壊の恐れはないと思われます。また、宅地分譲として 5 区画計画しており、近隣に耕作している農地もなく日照・通風等影響はないと思われます。また、雨水排水は水路放流とし、建物が建設されたのち、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

次に、9 ページをご覧ください。議案第 66 号の 4 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 421 m²
〇〇町〇〇番 畑 349 m²
合計 770 m² 第 3 種農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇市〇〇〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から北東へ約 180m付近に位置し、住宅等が連たんする市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地です。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地の境界に沿ってブロック壁がすでに設置され土砂等の流失や崩壊の恐れは無く、周囲は宅地化されており、建物の高さを平屋建てにすることで営農及び日照・通風等影響はないと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

次に、10 ページをご覧ください。議案第 66 号の 5 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 331 m² 第 1 種農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から北へ約 160mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、隣接地境界は、擁壁を設置することにより土砂等の流出による被害発生の恐れはないと思われます。また、建物の高さを平屋建てにすることで近

傍農地への営農及び日照・通風等影響はないと思われず。雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、11ページをご覧ください。議案第66号の6番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇字〇〇 〇〇番	畑	265 m ²	
〇〇町〇〇字〇〇 〇〇番	畑	147 m ²	
	合計	412 m ²	第2種農地

申請人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：庭園、住宅用地

本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である農地及び土地の境界線の誤認により建物の一部が農地に及んだものに該当し、原状回復は困難であり、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可申請相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇から西へ約550mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、申請地は、既に一部居宅及び庭園に転用されており、転用完了から現在に至るまで土砂等流失や崩壊はなく、周辺の農地への日照・通風・営農等に被害の発生はなく、今後も被害の影響がないようにする計画となっております。雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に排出する計画となっております。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

最後に、12ページをご覧ください。議案第66号の7番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇字〇〇 〇〇番 田 268 m²

申請人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

申請地は、〇〇〇〇から北東へ約70mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、申請地内は地固めし、畦畔も強固な為に土砂の流失や崩壊の恐れは無く、ソーラーパネルを地表から約1.2m程度に設置するので近傍農地への営農及び日照・通風等影響はないと思われず。また、ソーラーパネル39枚の発電能力9.25kwの太陽光発電所を1基設置して九州電力へ売電及び一部自家消費する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。また当該申請地には、許可不要案件届出済の農業用倉庫が1棟建設されております。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

以上で説明を終わります。

○議長

次に、議案第66号の2番から7番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第66号の2番と3番に対する〇〇地

区協議会会長の報告を求めます。

□ ○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 66 号の 2 番及び 3 番について、当協議会は去る 2 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 66 号の 2 番

所 在：○○町○○番

転用者：○○○○

転用目的：太陽光発電所用地

議案第 66 号の 3 番

所 在：○○町○○番 外 1 筆

申請者：○○○○

転用目的：宅地分譲用地

議案第 66 号の 2 番の申請地は、農用地区域内の農地で、一時的な利用に供するためのものであります。

3 番の申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、太陽光発電所用地及び宅地分譲用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 5 条の農地転用許可基準により 2 番及び 3 番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

○ ○○委員

0.91 m²の算定方式がよく分からない。

□事務局

支柱の太さを 7.6 cm で計算しております。

○ ○○委員

これはちょっと考えられん面積よね。

○ ○○委員

現実問題として、支柱が立っていてこの面積ではできない。ちょっと納得いかない。

○議長

全地区協議会で一応、承認されたので、今回は承認してもらいたい。

○ ○○委員

これはですね、あと 3 年ちょっと見てみまじょうと。3 年後にできていなかったら、ま

たその時はちょっと厳しくいったらどうでしょうかという条件付きみたいなところがあります。次の農業委員さんがどう判断するかは分かりませんが、3年間は厳しく見ましようという形で考えています。

○議長

ありがとうございました。〇〇さん、いいですか。

○ 〇〇委員

はい。いいです。

○事務局長

これについては、今年度は作付けが間に合わないので、来年度からは収入があがると思っています。来年度の報告がどうなるかが大事です。

○議長

注視していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

次に、議案第66号の4番と5番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第66号の4番及び5番について、当協議会は去る2月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第66号の4番

所 在：〇〇町〇〇番 外1筆

申請者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

議案第66号の5番

所 在：〇〇町〇〇番

申請者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

議案第66号の4番の申請地は、住宅等が連たんする区域内にある農地で市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地であります。

5番の申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、集落に接続する農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第5条の農地転用許可基準により4番及び5番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 66 号の 6 番と 7 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。すみません、代理がないので。本日、〇〇委員が欠席の為、私の方で報告させていただきます。

□ 〇〇地区協議会会長代理

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 66 号の 6 番及び 7 番について、当協議会は去る 2 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 66 号の 6 番

所 在：〇〇町〇〇字〇〇 〇〇番 外 1 筆

転用者：〇〇〇〇

転用目的：庭園、住宅用地

議案第 66 号の 7 番

所 在：〇〇町〇〇字〇〇 〇〇番

転用者：〇〇〇〇

転用目的：太陽光発電所用地

議案第 66 号の 6 番及び 7 番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、庭園、住宅用地及び太陽光発電所用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 4 条の農地転用許可基準により、6 番及び 7 番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

○ 〇〇委員

この図面は丁寧に描いてあるね。

○議長

これは本人が描いてきました。本人が終活をするので、違反転用は認めて自分で描いてきたんですけど、家も倉庫も入っていると。道路側(の申請地)は 30 年近くになりますが、親の家を造った時にそれも入っているということで、本人が描いてきてこういう図面になりました。

○議長

他にありませんか。質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第 66 号の 2 番から 7 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 66 号の 2 番外 5 件は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 67 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。13、14 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

15 ページをご覧ください。本日も審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田 144 筆、畑 48 筆の計 192 筆で、面積が 269,818 m²。所有権移転につきましては、田 4 筆、畑 10 筆の計 14 筆で、面積が 33,210 m²となっております。

16 ページをご覧ください。

1 番 1	利用権の設定を受ける者：	○○○○	
	利用権を設定する者：	○○○○	
	利用権を設定する土地：		畑 2 筆
1 番 2	○○○○		畑 1 筆
1 番 3	○○○○		畑 1 筆
1 番 4	○○○○		田 1 筆、畑 1 筆
1 番 5	○○○○		田 4 筆
1 番 6	○○○○		田 1 筆
1 番 7	○○○○		田 1 筆
1 番 8	○○○○		田 7 筆、畑 2 筆
1 番 9	○○○○		田 4 筆
1 番 10	○○○○		田 3 筆
1 番 11	○○○○		田 4 筆
1 番 12	○○○○		田 2 筆
1 番 13	○○○○		田 7 筆
1 番 14	○○○○		田 3 筆
1 番 15	○○○○		田 7 筆
1 番 16	○○○○		田 4 筆

1 番 17	〇〇〇〇	田 12 筆
1 番 18	〇〇〇〇	田 6 筆
1 番 19	〇〇〇〇	田 3 筆
1 番 20	〇〇〇〇	田 3 筆
1 番 21	〇〇〇〇	田 12 筆
1 番 22	〇〇〇〇	田 3 筆
1 番 23	〇〇〇〇	田 5 筆
1 番 24	〇〇〇〇	田 6 筆
1 番 25	〇〇〇〇	田 1 筆
1 番 26	〇〇〇〇	田 2 筆
1 番 27	〇〇〇〇	田 3 筆
1 番 28	〇〇〇〇	田 2 筆
1 番 29	〇〇〇〇	田 2 筆
1 番 30	〇〇〇〇	田 4 筆
1 番 31	〇〇〇〇	田 6 筆
1 番 32	〇〇〇〇	田 2 筆
1 番 33	〇〇〇〇	田 1 筆
1 番 34	〇〇〇〇	田 2 筆
1 番 35	〇〇〇〇	田 1 筆
1 番 36	〇〇〇〇	畑 2 筆

以上、1 番 1 から 1 番 36 の面積合計は田 124 筆、畑 9 筆 149,521 m²

すべて新規で、契約内容は 1 番 1 から 1 番 3、1 番 36 が賃貸借権、その他が使用貸借権となっております。

1 番各号につきましては中間管理事業によるものです。

2 番	利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 利用権を設定する土地： 畑 1 筆 1,796 m ² 新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
3 番	利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外 2 名 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。 利用権を設定する土地： 畑 4 筆 4,822 m ² 更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
4 番	利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 利用権を設定する土地： 畑 1 筆 2,975 m ² 更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
5 番 1	利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 利用権を設定する土地： 畑 1 筆
5 番 2	〇〇〇〇 畑 1 筆
5 番 3	〇〇〇〇 畑 3 筆
5 番 4	〇〇〇〇 畑 2 筆
5 番 5	〇〇〇〇 畑 1 筆
5 番 6	〇〇〇〇 外 2 名 畑 1 筆

- こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
- 5 番 7 ○○○○ 畑 1 筆
- 5 番 8 ○○○○ 外 3 名 畑 3 筆
- こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
- 5 番 9 ○○○○ 畑 1 筆
- 以上、5 番 1 から 5 番 9 の面積合計は畑 14 筆 30,058 m²
- 5 番 6 から 5 番 8 が新規、その他が更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 6 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地：田 2 筆 4,406 m²
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 7 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地：田 1 筆 3,611 m²
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 8 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地：畑 4 筆 5,267 m²
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 9 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地：畑 2 筆 3,822 m²
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 10 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地：畑 2 筆 2,506 m²
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 11 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地：田 2 筆、畑 3 筆 6,177 m²
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 12 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者：○○○○ 外 2 名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
利用権を設定する土地：田 3 筆 3,300 m²
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 13 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者：○○○○
利用権を設定する土地：畑 1 筆
- 13 番 2 ○○○○ 畑 3 筆
- 以上、13 番 1、13 番 2 の面積合計は畑 4 筆 13,908 m²
- すべて更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
- 14 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
利用権を設定する者：○○○○

- 利用権を設定する土地： 畑1筆 3,675㎡
 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 15番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
- 利用権を設定する土地： 畑2筆 8,123㎡
 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 16番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外5名
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
- 利用権を設定する土地： 畑1筆 2,397㎡
 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 17番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外4名
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
- 利用権を設定する土地： 田1筆
- 17番2 〇〇〇〇 田1筆
- 17番3 〇〇〇〇 外3名 田2筆
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
 以上、17番1から17番3の面積合計は田4筆 5,734㎡
 17番3が新規、その他が更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 18番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
 利用権を設定する土地： 田1筆 10,034㎡
 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 19番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外3名
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
 利用権を設定する土地： 田7筆 7,686㎡
 更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして、所有権移転を説明します。

- 20番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇
 所有権を移転する土地： 田4筆、畑10筆 33,210㎡
 契約内容は贈与となっております。

以上、1番1から20番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 67 号 利用権設定の 1 番 1 から 19 番、所有権移転の 20 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号 利用権設定の 1 番 1 外 64 件、所有権移転の 20 番は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 68 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。30 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 67 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。31 ページをご覧ください。

1 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する土地： 畑 2 筆 2,211 m²

契約内容は、賃貸借権となっております。

以上につきましては、適当であると考えます。

2 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する土地： 畑 1 筆

2 番 2 畑 1 筆

以上、2 番 1、2 番 2 の面積合計は畑 2 筆 1,644 m²

契約内容は、すべて賃貸借権となっております。

3 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する土地： 田 1 筆、畑 1 筆 1,753 m²

契約内容は、使用貸借権となっております。

4 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する土地： 田 13 筆 8,778 m²

契約内容は、使用貸借権となっております。

5 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する土地： 田 20 筆 15,802 m²

契約内容は、使用貸借権となっております。

- 6 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する土地： 田 6 筆 15,079 m²
 契約内容は、使用貸借権となっております。
- 7 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する土地： 田 3 筆 1,514 m²
 契約内容は、使用貸借権となっております。
- 8 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する土地： 田 11 筆 10,333 m²
 契約内容は、使用貸借権となっております。
- 9 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する土地： 田 3 筆 3,808 m²
 契約内容は、使用貸借権となっております。
- 10 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する土地： 田 7 筆 8,206 m²
 契約内容は、使用貸借権となっております。
- 11 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する土地： 田 19 筆 24,596 m²
 契約内容は、使用貸借権となっております。
- 12 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する土地： 田 3 筆
- 12 番 2 田 4 筆
 以上、12 番 1、12 番 2 の面積合計は田 7 筆 12,831 m²
 契約内容は、すべて使用貸借権となっております。
- 13 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する土地： 田 3 筆 2,061 m²
 契約内容は、使用貸借権となっております。
- 14 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する土地： 田 9 筆 7,965 m²
 契約内容は、使用貸借権となっております。
- 15 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する土地： 田 9 筆、畑 2 筆 17,277 m²
 契約内容は、使用貸借権となっております。
- 16 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する土地： 田 4 筆 4,820 m²
 契約内容は、使用貸借権となっております。
- 17 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する土地： 田 6 筆 3,057 m²
 契約内容は、使用貸借権となっております。
- 18 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する土地： 田 3 筆 1,426 m²
 契約内容は、使用貸借権となっております。
- 19 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する土地： 畑 2 筆 6,360 m²
 契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、2 番 1 から 19 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 68 号 農用地利用配分計画に対する意見について、1 番から 19 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 68 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番外 20 件については、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 69 号 農地法第 52 条の規定による賃貸料情報の提供について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

40 ページをご覧ください。議案第 69 号 農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供について。農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。となっております。

平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までに締結された、農地法第 3 条及び農業経営基盤強化促進法により利用権設定した全データから抽出したものであります。また、承認いただければ後日、市のホームページ及び窓口で公表する予定であります。

なお、昨年と比較しまして、田の部ではデータ数 181 筆の平均が今回 8,500 円で、昨年が 9,000 円でしたので 500 円の減。また畑の部ではデータ数 375 筆の平均が今回 3,600 円で、昨年が 3,700 円でしたので 100 円の減、となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

一応、昨年より減という形になっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 69 号 農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号 農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供については、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 70 号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

41 ページをご覧ください。議案第 70 号農地等の利用の最適化の推進に関する意見について説明いたします。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 38 条に、「農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」とあります。この法律の規定により行うもので、内容につきましては、去る 2 月 13 日農業委員会運営委員と認定農業者協議会役員・市農業振興課・市農林整備課・JA ごとう、との意見交換会を開催し、その内容を基に農業委員会で取り纏めを行い作成しております。

主な内容としましては、

1. 担い手農家の育成について、
2. 農地基盤整備事業の推進と維持管理対策について、3 項目。
3. 有害鳥獣対策について、
4. 農地中間管理事業の推進について、
5. 農畜産物の輸送コスト助成及び販路拡大について、

の 5 つの柱を立てまして、それぞれ具体的な意見を作成しております。なお、本日、可決承認いただければ、3 月 2 日に市長へ意見書の提出をすることにしております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 70 号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見については、原案のとおり可決されました。

これについては、3 月 2 日に市長へ提出したいと思っております。

○議長

次に、議案第 71 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 71 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。43 ペ

ージをご覧ください。

農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行っております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。44～46ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回、非農地と判断されたものは、田19筆、畑18筆、合計面積は25,837㎡となっております。4月からの累計は、田47筆、畑248筆、樹園地5筆で合計面積は219,414㎡となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第71号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第71号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。始めに、ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定地について

1. ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 非農地証明書交付願いについて
4. 土地改良法第3条に基づく資格者の証明について
5. 農地転用許可不要案件届出書について
6. その他

○議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第11回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後 3時 15分 閉会＝